

平成27年度事業計画

自 平成27年4月 1日

至 平成28年3月31日

I 基本方針

我が国の65歳以上の高齢者人口の総人口に占める割合は25%を超え、「本格的な高齢社会」となっています。

シルバー人材センターは、定年退職後等の高齢者の多様な就業ニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な就業機会を確保・提供し、併せて高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進による地域社会の活性化を図ることを目的としており、全国約73万人の会員が「福祉の受け手から社会の担い手」として、本来、国及び地方自治体が行うべき高齢者就労支援施策や高齢者福祉施策の大きな部分を担っている状況にあります。

そのような状況の中、加須市シルバー人材センターは、平成22年4月に1市3町の各シルバー人材センターが統合し5年が経過しました。会員数については、平成25年度から取り組んだ会員拡大推進事業により会員数を伸ばし、事業実績についても、いままでの不景気による経営不振からの受注減や請負における適正就業の是正などから、ここ数年減少傾向にありましたが、就業開拓事業の取組みにより回復させております。しかし、国や全国シルバー人材センター事業協会が適正な就業形態を求める姿勢は近年厳格化の傾向にあり、新規受注や契約更新の段階において発注者の理解を得ることが必要になっています。

また、平成24年4月から公益社団法人として新たにスタートし、3年が経過しました。公益社団法人に対しては公益性の高い組織運営が求められ、関係機関の立入検査等によって法令・定款違反のチェックが行われることから、これまで以上に自発的な法令遵守や内部統制が求められています。

シルバー人材センターが、会員数を増やし、事業実績を伸ばしていくためには、地域の信頼を得ることが不可欠であり、そのためには新規就業開拓や仕事の分かち合いによる公平な就業機会の提供と公益法人としての法令遵守を両立させてまいります。また、就業中の会員に対する市民からの注目も高くなってきており、これらに応じて地域の信頼を得ていくためには、会員が誇りをもって就業することが大切であり、就業に対する意識啓発を行うとともに、地域のニーズに応えられる高度な技術をもった会員を増やしていくことを進めてまいります。さらに、会員が求める多様な就業形態へ対応するための派遣事業や介護保険の制度改正にともなう新たな受託事業の開拓を進めてまいります。

II 事業計画

1 中・長期基本計画策定事業

今後ますます高まるシルバー事業への期待に応じていくためには、運営基盤の強化や事業の拡充を図る必要性があり、将来のシルバー人材センターのあるべき姿を展望した基本目標を定め、各種の重点施策を継続的かつ着実に推進してより一層の発展を図るため、中・長期基本計画の策定を進める。

2 就業開拓推進事業

効率的に就業開拓を進めるための推進員を配置し、計画的且つ積極的に企業や公共機関を訪問し、発注者の多様なニーズを的確に把握し就業開拓に努めます。さらに、指揮命令のある職域においては、新たな就業機会の確保が期待できる労働者派遣を、派遣コーディネーターを配置して積極的に取り組んでまいります。

また、家庭・個人からの受注の安定及び拡大を図るために、家庭へのチラシの配布や予約制度を充実させていくとともに、地域の高齢者を支える生活支援サービス（家事援助）を積極的にPRし、受注拡大に努めます。

職業紹介事業については、公益財団法人いきいき埼玉の実施事務所として有料職業紹介を行います。

3 会員拡大推進事業

会員拡大を図るための推進員を配置し、市報へのシルバー事業の掲載、シルバーだよりの発行、公共施設等へのチラシ・ポスターの掲示や民間メディア（ホームページ）を有効活用してシルバー人材センター事業を紹介し、シルバーへの理解と協力を得て会員拡大を図ります。

また、各種講習会等を開催し、専門的な技術を身につけた会員の獲得と後継者の育成を図ります。

入会促進のため、月1回4会場の入会説明会を継続するとともに、より効果的な方法等について検討を行います。

4 安全・適正就業推進事業

シルバー人材センターにおいて事業を円滑かつ安定的に実施するためには、安全管理委員会により、毎月各地域の就業場所のパトロールや講習等の開催、PR活動を行い、安全な就業を確保いたします。

シルバー人材センターにおける就業の基本である臨時的・短期的な形態で適正就業が行われているかを検証し、個々の受注の状況を考慮しながら、仕事の分かち合いによる公平な就業機会の提供に努め、基準に合致した就業の推進を図ります。

また、未就業会員や就業時間の少ない会員へのチラシの配布や各事務所への掲示により、新規就業情報の提供に努めます。

5 地域班・職群班の充実と活性化

地域班・職群班の充実強化を図り、会員自らが班活動を通じて、仕事のみならず生きがいの充実、社会参加の機会を得られるよう、次の事業を推進します。

- (1) 未組織職群班の設置に努めます。
- (2) 職群班長及び地域班長と担当職員との意見交換会を実施します。
- (3) 地域ボランティア活動への参加を促進します。

6 事務局体制の見直し

事務局体制を抜本的に見直し、効率的な事務処理を行うことにより、発注者や会員との情報共有のための時間を確保し、スピード感のある生きいきとした職場づくりを目指します。

- (1) 事務処理の流れを明瞭にし、事務処理の効率化を図ります。
- (2) 職員会議において、意見交換し意思の統一を図ります。
- (3) 職場の環境整備を図ります。